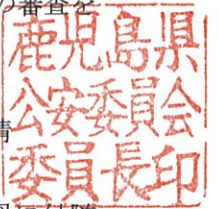


安全運転管理者等講習の業務委託に係る認定審査に関する公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、安全運転管理者等講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を行うので、次のとおり公告する。

令和8年1月19日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清



1 認定の審査に係る業務

法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習及び同講習に付随する業務

2 委託予定期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

3 委託場所

鹿児島県内

4 認定基準

平成25年1月11日鹿児島県公安委員会告示第2号（道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準）のとおりに従う

5 認定申請に必要な書類

(1) 公安委員会認定申請書（別記第1号様式）

(2) 法人等に関する書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

イ 登記事項証明書（申請日前3か月以内に法務局から発行されたものとする。鹿児島県公安委員会に対する認定申請が複数ある場合は一部を原本とし、他は副本でも可）

ウ 役員名簿（別記第2号様式）

エ 誓約書（別記第3号様式）

オ 講習従事者名簿（別記第4号様式）

カ 総括責任者履歴書

キ 雇用関係を証明する書類

ク 視聴覚教材、オンライン講習設備機器及び車両一覧表（別記第5号様式）

ケ 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

コ 誓約書（オンライン配信を含む講習実施施設の確保）

サ 講習指導員履歴書（講習修了証の写し及び運転管理経歴証明書類を添付すること。）

(3) 役員又は個人に関する提出書類

ア 住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもので、本籍地が記載されているものとする。ただし、個人番号が記載されていないものとする。）

イ 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（申請日前3か月以内に法務局から発行されたものとする。認定申請が複数にわたる場合は一部を原本とし、他は副本でも可）

6 認定申請関係書類の配布

(1) 配布期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）までの間（県の休日（鹿児島県の休



日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(2) 配布方法

ア 窓口配布

場所 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県警察本部交通部交通企画課

イ ウェブサイトへの掲載

鹿児島県警察のウェブサイト (<https://www.perf.kagoshima.jp/police/>)

7 提出期間等

(1) 提出期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月13日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(2) 提出場所

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部交通部交通企画課

(3) 提出方法

(2)の提出場所に持参の上、提出すること。

8 認定審査に係る結果通知

鹿児島県公安委員会による認定審査の結果を別添「認定通知書」により通知する。

9 認定の有効期間

審査の結果得た資格は、令和8年度の安全運転管理者等講習業務委託に係る契約に限り有効なものとする。

10 問合せ先

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部交通部交通企画課

電話（099）206-0110（内線5017、5018、5035）



別添

鹿公委交企第 号

認 定 通 知 書

所 在 地

名 称

代表者の氏名 殿

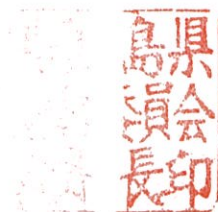
道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定により、下記のとおり安全運転管理者等講習業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する者として鹿児島県公安委員会が認定したので通知します。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	

年 月 日

鹿児島県公安委員会



別記第1号様式

※受理番号	
※受理年月日	年 月 日
※認定年月日	年 月 日
※認定番号	

公安委員会認定申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

申請者 名 称

代表者の氏名

電話番号 ()

安全運転管理者等講習業務委託に係る鹿児島県公安委員会が認める者の認定審査について、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

ふりがな	
法人の名称	
ふりがな	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	〒 — 電話 () —

※ 添 付 書 類	(法人等関係) ☐ 定款・寄附行為等 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員名簿(別記第2号様式) ☐ 誓約書(別記第3号様式) ☐ 講習従事者名簿(別記第4号様式) ☐ 総括責任者履歴書 ☐ 雇用関係を証明する書類	☐ 視聴覚教材、オンライン講習設備機器及び車両一覧表(別記第5号様式) ☐ 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 ☐ 誓約書(オンライン配信を含む講習実施施設の確保) ☐ 講習指導員履歴書 ☐ 講習修了証・安全運転管理者証の写し (役員又は個人関係) ☐ 住民票の写し ☐ 登記事項証明書
-----------------------	---	---

※欄は記入しないこと。



第2号様式

役 員 名 簿

ふりがな 法人の名称				
所 在 地				
番 号	役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
注) 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないように すること。				



第3号様式

誓 約 書

当法人は、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 拘禁以上の刑に処され、又は道路交通法第75条第1項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由があるもの
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により業務を適正に行うことができないと認められる者

鹿児島県公安委員会 殿

年 月 日

所在地又は住所

法人の名称

代表者氏名



第4号様式

講習従事者名簿

ふりがな 法人の名称					
所在地					
番号	役職名	氏名	生年月日	住所	担当
注) 様式を変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようにすること。					



第5号様式

視聴覚教材、オンライン講習設備機器及び車両一覧表

ふりがな 法人の名称				
所在地				
番 号	視聴覚教材・オンライン講習 設備機器・車両名	台 数	所 有 者	備 考
注) 1 リース等により所有者が異なる場合は、所有者欄にその旨記載すること。 備考欄には、リース期間等を記載すること。 2 様式を変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようにすること。				